

# や おっ ち

広報

No.528 平成 26 年  
3月号



八百津町イメージキャラクター



やおっち



開会式が進むにつれ、  
徐々に緊張が高まってきました。



ゼッケン番号順に並び、いよいよスタートの時です！

第40回

# 八百津町 町民



みんなにつないでもらったタスキでゴール  
まで駆け抜ける姿に感動しました。



前の区間を走ってきた選手の思い  
を引き継いで走り出すランナーたち。  
沿道からの暖かい声援が聞こえる  
中、それぞれの思いをのせて各チ  
ームのタスキが次々とつながっていき  
ました。



閉会式には、「やおっち」も登場しました。



チームメイト全員で最終ランナーを出迎え  
る姿はとても微笑ましかったです。



スタート後、他のランナーに負けまいと八百津の街を駆け抜ける各ランナー。

中には、カメラマンにピースをしたり、手を振る余裕！？を見せるランナーもいました。



# 駅伝大会



2月23日、ファミリーセンターをスタートし、八百津小学校校庭をゴールとする5区間11.2キロメートルのコースで開催されました。

町内各事業所や中学校、高校が参加し、一般男子の部に36チーム、中学生男子の部に18チーム、高校生男子の部に4チーム、女子の部に16チームの4部門全74チームで優勝を争いました。

## ■高校生男子

- 1位 八百津高校C
- 2位 八百津高校A

## ■女子

- 1位 八中女子バスケ部A
- 2位 なでしこ八百津
- 3位 八中女子テニス部A
- 4位 八中女子バスケ部B
- 5位 八中バレーA
- 6位 東部中A

## 総合成績

### ■一般男子

- 1位 ビネガーboy's
- 2位 八蜜ショコラ
- 3位 アイ・スペース
- 4位 八百津町教育委員会選抜チーム
- 5位 かねでんホテル
- 6位 菅原A

### ■中学生男子

- 1位 東部中A
- 2位 八中駅伝部3年男子
- 3位 八中サッカー部3年
- 4位 八百津中男子バスケ部
- 5位 八中サッカー部A
- 6位 東部中B

☆優勝チームメンバーおよび各部門区間賞受賞者は最終ページをご覧ください☆

# 祝 平成26年 八百津町

# 成人式



八百津  
錦津  
のみなさん



新成人を代表して石原丈士さんが「一人ひとりが自分の行動に責任を持ち、社会の一員として常に向上心を持って前進する覚悟です。」と力強く宣言しました。  
これからのみなさんの活躍に期待です！

また、「CCNetやおつ」による新成人の方への取材では、将来の夢や抱負、誓いなど、二十歳になっての思いをそれぞれ語っていました。



また、成人式では、八百津町イメージキャラクターの「やおっち」が初登場し、「かわいい」と写真を撮っていました。

新成人のみなさん  
ご成人おめでとう  
ございます。

1月12日、成人式がファミリーセンター大ホールで開催されました。

式典では、新成人を代表して野上の石原丈士さんが誓いの言葉を述べ、その後、新成人の子どもの頃の写真がサブライズでスクリーンに映し出されると会場内から大きな歓声が上がっていました。

大研修室に移して行われた恩師と語る会では、久しぶりに会った友人や中学校時代の恩師を囲み、話に華が咲いていました。

また、成人式開催にあたり、受付・運営が「地域を支えるネットワーク会議」のみなさま、写真即日プリントサービス・記録ビデオ撮影が「八百津町社会教育視聴覚協議会」のみなさま、会場内花飾りが八百津町公民館「生け花講座」講師のみなさまなど、多くの地域のボランティアの心温まる協力によって運営されました。

きれいに着飾った新成人のみなさんが続々と受付をしました。



会場を大研修室に移し、中学生の頃の恩師と語り合いました。



かんぱ〜い！と声高らかに乾杯した後、久しぶりにあった友達と軽食を食べながら会話が弾み、会場は笑い声と笑顔に包まれ、あっという間に時間が過ぎていきました。



和知  
久田見  
福地  
潮南  
のみなさん



# 消費税率引き上げに伴う料金等の改定について

平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることとなりました。

消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、現行の消費税5%相当額の転嫁を平成26年4月1日から8%相当額にする条例改正が行われましたので、改正のあった条例をお知らせします。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

消費税率の引き上げにより一部が改正された条例は、

- 八百津町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
- 八百津町道路占用料等徴収条例
- 八百津町法定外公共物管理条例
- 八百津町水道給水条例
- 八百津町下水道条例
- 八百津町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

広報やおつに先立ち、回覧（お知らせ版第20号 1月17日、第22号 2月20日発行）で詳しくお知らせしましたが、引き上げられる内容は、消費税および地方消費税が、5%から8%に引き上げられることによるものです。

直接多くのみなさまに関係する水道、下水道関係の料金表を下記に掲載いたします。

## ○水道料金（合計額の1円未満端数は切り捨てます。下記の表示は銭までの単価表示）

基本料金（10㎡まで）				水量料金（1㎡につき）			
口径(mm)	新料金	現行料金	比較増	区 分	新料金	現行料金	比較増
13以下	2,192.40	2,131.50	60.90	11㎡ から 20㎡まで	219.24	213.15	6.09
20以下	2,635.20	2,562.00	73.20	21㎡ から 50㎡まで	251.64	244.65	6.99
25以下	3,045.60	2,961.00	84.60	51㎡ 以上	282.96	275.10	7.86
40以下	4,870.80	4,735.50	135.30				
50以下	6,534.00	6,352.50	181.50				
75以下	12,355.20	12,012.00	343.20				

## ○下水道料金（合計額の1円未満端数は切り捨てます。下記の表示は銭までの単価表示）

	区 分	新料金	現行料金	比較増
基本料金	10㎡まで	1,566.00	1,522.50	43.50
水量料金 (1㎡につき)	11㎡ から 20㎡まで	156.60	152.25	4.35
	21㎡ から 50㎡まで	172.80	168.00	4.80
	51㎡ 以上	198.72	193.20	5.52

## ○水道加入分担金（円）

口径(mm)	新加入分担金	現行加入分担金	比較増
20以下	314,500	305,800	8,700
25以下	838,800	815,500	23,300
40以下	2,201,900	2,140,800	61,100
50以下	3,355,300	3,262,100	93,200
65以下	別に定める	別に定める	—

## ○給水手数料

	新料金	現行料金	比較増
給水開始(再開始) 手数料	1,050	1,020	30
給水休止 手数料	1,050	1,020	30

シリーズ  
防災安全  
No.38

# 火 災 (初期消火のポイント)

前々回のシリーズ防災では、初期消火の中でも特に火災予防、早期発見の部分をポイントにお話ししましたが、今回は実際に「火を消す」というところにポイントを当ててお話ししたいと思います。

万が一出火してしまった場合、火災が天井に達しないうちに消火することができれば、命を守り、財産の損害をわずかにとどめることができます。住宅などでも火元から周囲に着火する前に消し止めるのが理想ではありますが、その消火方法が非常に重要です。

火を消す方法には①水を掛けて冷やす ②酸素を遮断する ③可燃物を除去する などがありますが、出火原因に合った消火方法でないと被害をかえって悪化させてしまいます。

## 【消火のポイント】

<p><b>油の入った鍋やコンロ</b></p> <p>絶対に水をかけない。消火器で消すか、濡らしたシーツやタオルで全体を覆う、蓋をしてからガスの元栓を閉める。</p>	<p><b>石油ストーブ</b></p> <p>毛布などをかぶせ、上から一気に水をかける、消火器でもよい。</p>	<p><b>カーテンやふすま、障子</b></p> <p>水か消火器を使い、天井に火が届かないようレールから引きちぎる、けり倒す。</p>
<p><b>洋服</b></p> <p>水をかぶるか、転げ回る。</p>	<p><b>電化製品</b></p> <p>コンセントを抜き、ブレーカーを落としてから消火器、水で消火する。</p>	<p><b>たばこ</b></p> <p>火種が見えにくいので、広範囲に水や消火器で消火する。</p>

上にポイントを並べましたが、**火事は出火から3分以内が単独での消火の限度**です。天井に火が移ると火災は一気に拡大するので人命を第一に、決して無理はしない様行動しましょう。

## ～ 災害時 その判断が 分かれ道 ～

シリーズ  
包括支援  
No.38



## こんにちは 八百津町地域包括支援センターです

～積極的な生活が“閉じこもり”を防ぎます～

高齢期になると、いろいろな理由により生活の幅がせまくなり、家に“閉じこもり”がちになる方が多くなります。“閉じこもり”の状態が長く続くと次第に心身の健康が損なわれ、介護が必要な状態になる恐れがあります。

これを防ぐためには、積極的な生活を送ることが大切です。

以下のような事を意識的に取り組み、家庭や地域で役割を担い社会や人との関わりを持ち続けることが大事です。

- ◎積極的に外出しましょう！
- ◎地域活動に参加してみましょう！
- ◎趣味を楽しみましょう！
- ◎自分で出来ることは自分でしましょう！
- ◎食事は3食しっかりととりましょう！
- ◎家の中でもなるべく立ち上がりましょう！



### < 4月 こころの相談の予定 >

- ・ 4月14日(月) 午後から  
高齢者や介護者家族のための「こころの相談」(事前に予約が必要です)

☆5月から、毎月第1水曜日に介護巡回相談会を行います。介護や認知症等について心配や不安なことがあれば何でもご相談ください。(相談会の詳細は次回ご案内いたします。)

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 43-3267 または ☎ 43-2111 (内線 2566・2567)  
メールアドレス: houkatsu@town.yaotsu.lg.jp

# 教育の窓



## 社会教育・生涯学習について

学校教育以外の教育を社会教育と呼んでいます。

町では生涯を通じて学ぶ機会を設け、生き生きとした人生を送ることを願っています。特に、青少年の健全な生活を支援する活動、さらには文化財の保護、さまざまな文化活動などの奨励など、生涯学習を積極的に推進しています。そうすることで町民一人ひとりの自己実現、町民同士のつながりを支援しています。

今月号では平成 25 年度の社会教育関連トピックを紹介いたします。

の役割を学び、親さん同士の相互交流が図られました。

平成 26 年度も各種講座、乳幼児学級を開催いたします。みなさんの参加をお待ちしております。詳しくは 3 月 1 日発行「学びのとびら vol.7」をご覧ください。



子ども生け花教室



乳幼児学級 (東部地区)

## 文化財の保護

～重要文化財 明鏡寺観音堂 保存修理事業～

室町時代後期に建立されたと伝わる明鏡寺観音堂は、建立から何度か保存修理が行われてきました。しかし、近年では屋根茅葺の劣化が進行し、鉄板を幾重にも差し込み応急処理を施す状況になっていました。そこで、国・県・町の補助により、平成25年8月より屋根の茅葺をすべて解体し葺き直しが行われました。そして12月24日をもって竣工となり、創建当時の美しい姿に蘇りました。

今後、町全体の宝として、郷土の歴史と先人の知恵を肌で感じられる歴史資料として後世へ伝えてまいります。



①工事中 (足場・仮屋根建設)



②工事中 (茅葺解体)



③完了

## 実行委員会による成人式

1 月 12 日 (日)、新成人 126 名の門出を祝う成人式が行われました。



実行委員メンバー

今回は、新成人有志で組織する成人式実行委員会が主体となり、式典内容の検討、式典の準備、司会進行等当日の運営を行うなど、新しいスタイルで成人式が行われました。

式典当日は実行委員会が制作したメモリアル DVD が上映され、新成人の幼少期の写真や恩師からのビデオレターに歓声が上がりました。

## 芸能・文化の殿堂「栄座」看板

教育委員会では明治・大正・昭和にかけて、映画、演劇その他の大衆娯楽の拠点であった「栄座」の看板を、入手いたしました。娯楽の少なかった昔、八百津町にも芸能・文化の拠点として町内外の方々をまきこんで広く親しまれた劇場も、いつの間にか建物もなくなり、人々の記憶から忘れ去られようとして



看板表



「栄座」全景 (撮影年月日不明)

しています。これを機会に在りし日の繁栄を偲ぶと共に、後世へ伝えていくためにゆくゆくは旧八百津発電所資料館での展示を予定しております。現在、ファミリーセンター 1 階ロビーで展示中です。あわせて、栄座に関する情報提供をお待ちしております。

## 公民館講座・乳幼児学級

学習する機会の提供のため、各公民館では、子ども教室、成人教室、高齢者学級 (雅学級)、パソコン教室など 36 の教室を開催しました。

また、生後 6 ヶ月から 3 歳までの子どもとその親さんを対象とした乳幼児学級を 5 月から 2 月までの年 9 回で、学級を地区に分けて開催しました。絵本の読み聞かせやミニ運動会、さつまいも掘り、クリスマス会などを行い、各地区合計 56 組の参加をいただきました。活動を通して心身の発達、親や家庭

# 役場からのお知らせ

## 納期のお知らせ

### ● 3月に納めるもの ●

後期高齢者医療保険料	9期分	3月31日
保育料	2月分	3月10日
保育料	3月分	3月31日
水道料	3月分	3月31日
町営住宅使用料	3月分	3月31日

### ● 4月に納めるもの ●

固定資産税	1期分	4月30日
水道料	4月分	4月30日
町営住宅使用料	4月分	4月30日
保育料	4月分	4月30日

※平成26年4月より保育料の納期が月末に変更になりました。

口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

## 町民課からのお知らせ

### 70歳～74歳の国保加入者の方の医療機関での 窓口負担割合見直しに関するお知らせ

70歳～74歳の方の医療機関での窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担で据え置かれていました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

見直しは平成26年4月2日以降、70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

- 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）
  - ・70歳の誕生月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から窓口負担が2割になります。（例）平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。
  - ・一定の所得がある方（注1）は、これまでどおり3割負担です。
- 平成26年4月1までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）
  - ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）
  - ・一定の所得がある方（注1）は、これまでどおり3割負担です。

（注1）住民税の課税所得が145万円以上である70～74歳の国民健康保険加入者がいる世帯に属する方を現役並み所得者といい、自己負担割合が3割となります。ただし合計収入額が下表の条件をみたく場合は申請により自己負担割合が1割になります。

70～74歳の国保加入者の人数	70～74歳の国保加入者の合計収入額
1人	383万円未満（注2）
2人以上	520万円未満

（注2）383万円以上の場合でも、同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいて、その方との合計収入額が520万円未満である場合は、申請により自己負担割合が1割となります。

※現在高齢受給者証の発行を受けている方で1割負担となっていた方は「一部負担金の割合」欄の記載が「2割（ただし、平成26年3月31日迄は1割）」となっておりますが、「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」と変更になりますので、記載事項を変更した新しい受給者証を3月中に送付させていただきます。有効期限は7月31日までこれまでと変わりません。

○お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎ 43-2111（内線2114）

## 健康福祉課からのお知らせ

## 介護保険の支給限度額の変更について

平成26年4月からの消費税率8%への引き上げに合わせ、介護保険の主な在宅サービスの支給限度額が変わります。

介護保険制度では、要介護認定の要支援1・2、要介護1～5と判定され、介護サービスを利用したときには費用の1割を個人で負担します。

**介護サービスを利用できる額には上限があります。**

要介護状態区分（要支援1・2）（要介護1～5）に応じて、利用できる介護サービスの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担が1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

4月からの変更点

主な在宅サービスの利用できる上限額（支給限度額）が変更になります。

要介護状態区分	平成 26.3 月まで	平成 26.4 月以降
要支援 1	49,700 円	50,030 円
要支援 2	104,000 円	104,730 円
要介護 1	165,800 円	166,920 円
要介護 2	194,800 円	196,160 円
要介護 3	267,500 円	269,310 円
要介護 4	306,000 円	308,060 円
要介護 5	358,300 円	360,650 円

○お問い合わせ 健康福祉課（ファミリーセンター内） 介護保険係 ☎ 43-2111（内線 2565）

## 産業課からのお知らせ

## 消費生活相談室を設置しました。

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

八百津町消費生活相談窓口では、こうした悪質商法や商品の購入にかかる契約トラブルなど消費生活に関する相談に対応するため、「岐阜県消費者行政活性化基金」を活用し、役場本庁2階に消費生活相談室を設置しました。

消費生活でお困りのことがあればご相談ください。相談者のみなさんと共に考え解決に向けてお手伝いをします。

町は、関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めています。

○相談日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

○電話による相談は、産業課 地域振興係（☎ 43-2111（内線 2252））

○相談開設日以外の相談は、消費者ホットライン（☎ 0570-064-370）

## 【消費者行政についての町長表明】

「送りつけ商法」「点検商法」「架空請求」など消費者を狙う悪質商法は後を絶ちません。特に高齢者が被害やトラブルに遭うケースは年々増加の傾向にあり、一人暮らしの高齢者などはその被害に遭いやすくなっています。また、インターネットを利用した取引が増加し利便性が向上する一方で、それに関連するトラブルも多く発生しています。

八百津町では、町民のみなさまが安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、今後も継続的に消費生活相談体制の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法を排除する取り組みを進めていきます。また、2012年に施行した「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野からも取り組んでまいりたいと考えています。

平成26年3月20日

八百津町長 赤塚新吾

水道環境課からのお知らせ

犬・猫の飼い方についてのお願い

○犬を飼うときは、必ず登録（生涯1回）が必要です。

登録は、役場または可茂管内の獣医師会会員の動物病院で行うことができます。登録時に交付される鑑札を必ず犬の首輪につけてください。犬が迷子になったときも、鑑札をつけていればすぐに飼主を特定することができます。



○犬は毎年、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

室内犬や鎖でつないだ屋外犬を問わず、生後91日以上の子犬には、必ず行う必要があります。接種は動物病院でできます。また、毎年5月に町内を巡回して行う集合注射があります。（詳しくは4月発行の広報やおつを、犬の飼主には4月初旬に直接ハガキを郵送してお知らせします。）



○犬が亡くなったときは、死亡届を役場または各出張所へ提出してください。

○飼主が引越しをして住所が変わったときや、犬を他人に譲るなどして飼主が変わったときは、必ず役場または各出張所に変更届を提出してください。



○散歩をさせるときは、ふんを片付ける道具を携帯し、必ずふんを片付け自宅で処理してください。



○猫は病気の感染や不慮の事故から守るためにも室内で飼うよう努めましょう。万一の迷子対策として連絡先を書いた名札を首につけてください。

○飼犬が迷子になったり、迷い犬や野良犬を見かけたときは、至急、役場1階 水道環境課 環境衛生係まで連絡ください。



○野良猫に食べ物を与えると、猫が増えたり、ふん害等の被害につながります。野良猫に食べ物を与えないようにしてください。また、迷い犬もえさを与えると居着いてしまい飼い主のところに帰らなくなることがあります。食べ物を与えないでください。



ペットは家族の一員。最後まで愛情持って面倒を見ましょう。

○お問い合わせ

役場1階 水道環境課 環境衛生係 ☎ 43-2111 (内線 2124)  
中濃保健所 生活衛生課 ☎ 25-3111 (内線 356)

## 建設課からのお知らせ

## 道路維持補修業務嘱託員を募集します

## 募集人員・応募資格

- 身 分 年間雇用（嘱託職員）
- 募集人員 1名（八百津町にお住まいの方で、普通自動車の運転免許を取得している人）
- 給 料 面接の上決定
- 勤務する日 1週5日間程度（役場勤務条件と同様）
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- 職務内容 町道等（農・林道含む）の維持修繕（道路側溝の清掃、道路法面の草刈り、簡易な舗装穴埋め）
- 採用期日 5月1日（木）予定 ※ただし、雇用期間の更新は年度ごとに実施
- その他 社会保険・傷害保険（年齢によって雇用保険・年金）
- お申し込み方法 市販の履歴書に必要事項を記入の上、4月11日（金）までに役場3階 建設課管理係まで提出してください。申込み後、面接（日程は後日連絡）を行います。
- お問い合わせ 役場3階 建設課 管理係 ☎43-2111（内線2311・2312）

## 総務課からのお知らせ

## みのかも定住自立圏 事業の募集について

## みのかも定住自立圏

## ○「平成26年度 つながる事業」の募集説明会を開催します。

応募を希望される方は、説明会に必ず出席してください。（必須条件です）

## ■説明会

- とき・ところ ①4月13日（日） 午後2時～4時 美濃加茂市生涯学習センター402号室  
②4月17日（木） 午後7時～9時 美濃加茂市生涯学習センター201号室
- お申し込み 4月11日（金）までに、電話で美濃加茂市役所定住自立圏推進室（☎25-2111（内線447・448））へ

## ■事業概要

- 対象事業 みのかも定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業  
※共生ビジョンの内容など、詳しくは「みのかも定住自立圏ホームページ（<http://wikii.jp/kamomaru>）」をご覧ください。

## ○対象団体（次のすべてを満たしていること）

- 1 国または他の地方公共団体から補助金等を受けていない事業
- 2 圏域市町村で活動しているか、これから活動を考えている団体または事業者
- 3 5人以上の会員で、かつ会員の半数以上が圏域市町村に居住、通勤または通学していること
- 4 補助金の請求時に、美濃加茂市に居住、通勤または通学している人が1人以上いること
- 5 対象となった事業を実施し、完了すること
- 6 政治活動、宗教活動または公益を害する活動でないこと
- 7 暴力的不法行為者、圏域市町村の一般競争入札の参加制限者、圏域市町村の税の滞納者でないこと

## ○補助種類

- A 社会貢献サービス型 事業の例：独居老人の見守りボランティア活動、支援など  
補助金額の上限：補助対象経費の9/10（限度額20万円）
- B ソーシャルビジネスはじめる型 事業の例：地域特産品開発・販売事業など  
補助金額の上限：補助対象経費の9/10（限度額200万円）

※補助する期間は、最大で3年間です。なお、毎年選考・審査があり、2年目、3年目は補助金額・限度額が変わります。

※事業に対する補助金額の割合と限度額は、選考・審査の評価得点により異なります。

※Aは5団体、Bは9団体を予定しています。なお、応募団体の数や事業の経費などによって変わります。

# ○平成27年度から始まる新しい事業を募集

みのかも定住自立圏では、「住み続けたい」「住んでみたい」と感じるまち「ここに住むしあわせ。HOTエリアみのかも。」をつくるため、住民・事業者の方々の意欲的な事業を支援します。  
平成27年度から始まるみのかも定住自立圏の新事業を募集します。



※みのかも定住自立圏とは、平成22年度から始まった新しい市町村の連携・協力制度です。  
圏域市町村は、美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村の8市町村。

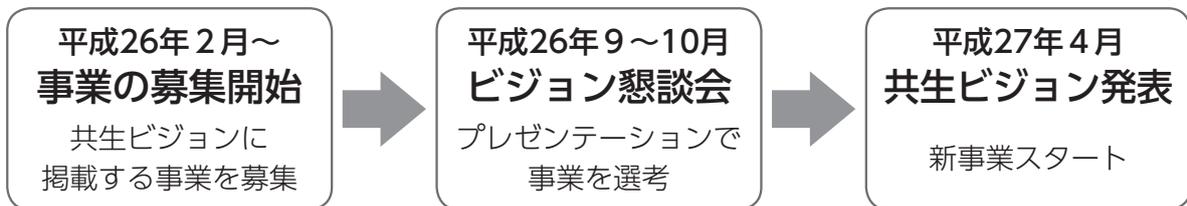
## 基本方針

1 都市圏とのつながり

2 新しい公共（新しい公共とは、公共サービスを住民自身やNPO等が主体となり提供する）

中心市と各町村が「1対1」で締結した定住自立圏形成協定を尊重する。  
市町村の特色ある取組を生み出し、地域の強みを活かす。  
新たにチャレンジする事業を創造する。  
人口定着とともに都市圏からの人口流入をめざす。

## スケジュール



## 事業の条件

- 都市圏(名古屋圏域)とのつながり・流れをつくること
- 新しい公共を実現できること。
- 美濃加茂市と協働して行うこと。

- 例・農業体験や里山体験ができるような場を提供する事業
- ・地元の農産物や特産品を販売する事業
  - ・ふるさとの自然や文化、歴史を紹介し多くの方が訪れる事業 他

みのかも定住自立圏  
ホームページをチェック!  
<http://wikii.jp/kamomaru>



支援 八百津町から補助金等により支援（事業により支援内容は変わります）

お問い合わせ 役場2階 総務課 政策調整係  
電話 43-2111（内線 2212）  
FAX 43-0969  
E-mail soumu@town.yaotsu.lg.jp



# Photo Yaotsu ~まちの話題~

## ● 模擬こども議会開会!! ~自分たちの願いはどのようにしたら叶うのか~ ●

1月17日に久田見小学校6年生7人、28日に和知小学校6年生26人が役場を訪れ、両地区の町議会議員や職員の話聞き、議場を見学し議会の模擬体験をしました。



議会の仕組みを学ぶ和知小学校の児童 議場で説明を聞く久田見小学校の児童



明鏡寺観音堂で行われた放水訓練の様子

## ● 文化財を火災から守ろう~明鏡寺観音堂で訓練~ ●

1月26日の「文化財防火デー」にあわせ、28日、教育委員会および消防署職員が、町内にある国重要文化財の明鏡寺観音堂や旧八百津発電所など4カ所の文化財で、消防訓練や消防設備の点検を行いました。

明鏡寺では、室町時代建立の観音堂を守ろうと、住職の酒井 宗博さんが実際に119番に電話をする通報訓練と、消防署職員と協力して消火訓練を行いました。

## ● 中学生が将来へ誓い~それぞれの決意、夢、将来~ ●

1月29日、ファミリーセンター大ホールで、豊かで美しい心、誇りと自覚を持つ機会として「立志式」が行われ、八百津中学校、八百津東部中学校の2年生122人が参加しました。

立志式では、東部中学校を代表して後藤孝輔さん、八百津中学校を代表して後藤 廉さん、大鋸祐介さん、岩井麗奈さんの4人が意見発表を行いました。

また、立志式に先立って、八百津中学校は昨年5月に長野県の鷹山ファミリー牧場、姫木平自然の家で牧場体験、農業体験などを行い、東部中学校は6月に若狭湾青少年自然の家やブルーパーク阿納、敦賀ムゼウムで八百津町出身の元外交官杉原千畝氏についてなどそれぞれ研修を行いました。



立志式で合唱を披露する両校生徒ら

## ● 八百津町見守りネットワーク事業に関する協定を締結 ●



今回協定を締結した事業主のみなさん  
※和知牛乳・山田運送さんは仕事のため調印式は欠席でした。

2月27日、八百津町防災センター2階で八百津町見守りネットワーク事業に関する協定書調印式が行われました。

この事業は、昨年3月22日に、新聞販売店、金融機関、JAなど13事業所と協定を交わしており、今回、新たに牛乳店など6事業者と協定を締結し、要援護者に対する見守り体制の拡充がさらに図られることが期待されています。

### ○締結事業者

- ・輪島屋(牛乳等販売店) ・和知牛乳(牛乳等販売店)
- ・岐阜ヤクルト販売株式会社可児センター(牛乳等販売店)
- ・山田運送(運送会社) ・林 優(メール便配送)
- ・瀬瀬美代子(メール便配送)

# LETTER FROM LIBRARY 図書室だより

あなたと本が出会う場所 ~あなたの好きな本見つけてみませんか~

**図書室へ行こう!!**

八百津町ファミリーセンター 2階 ☎ 43-0390

□開館時間 午前10時~午後6時

□休館日 毎週月曜日・第3日曜日

新着図書は八百津町ホームページにて紹介中です!!

<http://www.town.yaotsu.lg.jp>

★新着図書情報

## 中央公民館図書室 貸し出しベスト5 (集計期間H25.1.1~H25.12.31)

あなたが読んだ本はランクインしていますか?

### 【ジャンル：一般】



**【第1位】 七つの会議**  
池井戸潤/日本経済出版社  
利用回数26回



**【第2位】 望郷**  
湊かなえ/文藝春秋  
利用回数19回



**【第2位】 昨夏**  
今野 敏/角川春樹事務所  
利用回数19回



**【第4位】 沈黙の町で**  
奥田英朗/朝日新聞出版  
利用回数17回



**【第5位】 夢を売る男**  
百田尚樹/太田出版  
利用回数16回



**【第5位】 天翔る**  
村山由佳/講談社  
利用回数16回

### 【ジャンル：絵本】



**【第1位】 どんぐりむらのぱんやさん**  
なかやみわ/学研教育出版  
利用回数18回



**【第2位】 どんぐりむらのぼうし屋さん**  
なかやみわ/学研教育出版  
利用回数15回



**【第3位】 バムとケロのおかいもの**  
島田ゆか/文渓堂  
利用回数14回



**【第4位】 どんぐりむらのおまわりさん**  
なかやみわ/学研教育出版  
利用回数13回



**【第5位】 いじわる**  
せなけいこ/鈴木出版  
利用回数12回

## おはなしランド 楽しい読み聞かせタイム

4月の読み聞かせはお休みです☆次回の予定は...

**5月10日(土) 14:00~14:30**

楽しい企画を予定していますのでお楽しみに!!

# information

お知らせ

## 4月の「加茂休日急患診療所」

6日(日)	濃飛ファミリークリニック (☎53-3111)
13日(日)	太田メディカルクリニック (☎26-2220)
20日(日)	田原医院 (☎53-5588)
27日(日)	木沢記念病院 (☎25-2181)
29日(火祝)	うえだクリニック (☎26-2281)

※診療時間は、午前9時から午後5時までです。

## 過去2年間に国民年金保険料の 未納期間がある方へ

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年度4月からは、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請ができるようになります。

手続きは、以下のところで行うことができます。

- ・美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181
- ・役場1階 町民課 医療年金係  
☎ 43-2111(内線 2115)

2年1ヶ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

## 障害年金受給等で法定免除を 受けている方へ

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

国民年金保険料の通常納付ができるようになります。

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせて利用できるようになります。

手続きは、以下のところで行うことができます。

- ・美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181
- ・役場1階 町民課 医療年金係  
☎ 43-2111(内線 2115)

## 国民年金後納制度で 将来の年金額を増やせます

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

### 国民年金保険料専用ダイヤル (ナビダイヤル)

☎ 0570-011-050

### 050から始まる電話でおかけになる場合

☎ 03-6731-2015

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込み (☎ 0570-011-050) ください。

また、すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限 (平成26年3月31日) までに納付をお願いします。

使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、国民年金保険料専用ダイヤル (☎ 0570-011-050) または美濃加茂年金事務所 (☎ 25-8181) にご連絡ください。(平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。)

## 警察官を募集します！

岐阜県警察本部 ☎ 058-271-2424

### □試験区分・受験資格

- ・A I (男性) ・A I (女性)

昭和58年4月2日以降に生まれた者で、平成26年10月の採用に応じられる者。また、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業または平成26年9月30日までに卒業見込みの者

- ・A II (男性) ・A II (女性)

昭和58年4月2日以降に生まれた者。また、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの者

□受付期間 4月2日(水)~4月18日(金)

□第1次試験 5月11日(日) 岐阜市

※試験方法等詳しくは、岐阜県警察のホームページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>) をご覧ください。

# ハニトの〇〇な話

No.6



こんにちは。寒いのがもう少しで終わると思いますが、みなさん、冬を元気に過ごせましたか？去年の10月辺りにカメムシがたくさん発生した時期があって、その時「今年はとても寒くなり、雪もたくさん降る」と言われました。しかし、今のところ(2月下旬)雪が2回しか降っていないですし、慣れたのもあるかもしれませんが、寒さもいつもより厳しくない気がします。これから、雪も降らず少しずつ暖かくなって欲しいです。雪景色は確かにきれいですが、不便なところがたくさんあるので、私的に雪はもう降らなくて結構です。(^▽^)

でも、子どもの頃、雪が降るのをいつも楽しみにしていました。それはなぜかと言うと、雪合戦や雪だるまを作る楽しみもありましたが、それよりも保育園や学校が休みになることが楽しみでした。イスラエルの面積の半分以上は砂漠なので、雪は珍しいものです。降ることがあっても積もることはめったになかったです。なので冬用のタイヤ、ウェア、長靴などは、北に住んでいる人たち以外は整える人が少ないです。私は小さい頃、雪が積もったときに手袋とスニーカーの上にビニール袋を輪ゴムで止めて、外で雪遊びをした覚えがあります。タイヤがないから車が動かせないので、雪予報が出たら、みんなが慌ててスーパーへ行って、品物がなくなる位の勢いで買い物をします。日本人の目線から見ると笑えるでしょう。

でも、昨年12月にエルサレムでは、なんと94年振りに大雪が降りました。1号線が通行止め

になり、警察や救急車しか通れない状態。車が止まって、山道を隣の町まで歩くか、車の中で助けを待つのですが、どちらも実現不可能です。また、家にいた人も安心できませんでした。電話も携帯もつながらなくて、電気や水が止まっているので、部屋を暖めることもできなければ、お湯を沸かしたり、ご飯を作ったりすることもできません。21世紀にしては、ありえない状態でした。それが完全に復旧するまでに1週間以上



かかりましたので、本当に大変な大雪でした。日本でもし同じような事が起き

たら、もっと上手に対応できることを期待しています。

## 国際交流協会コーナー

3月16日に八百津の伝統になったイスラエルのお祭り「プーリム・カーニバル」が行われました。インターネットで「プーリム・カーニバル」を検索してみてください。みなさんが驚いて、そして嬉しくなるような事実がそこにあります。

では、来月の広報までみなさんお元気で！

ハニトさんへの質問は  
hanito@town.yaotsu.lg.jp までどうぞ！

# 保健センターだより

4月の行事予定

	行事	期日	対象	受付時間	場所
母子保健	3ヵ月児健診	3日(木)	H25年11月~12月生	13:00~13:05	保健センター
	ぱくぱく歯みがき+9ヵ月児健診	3日(木)	H25年6月~7月生	11:00~11:10	
	プレママくらぶ	10日(木)	H26年7月~8月予定日	13:00~13:10	
	2歳児歯科健診	10日(木)	H24年2月~3月生	13:00~13:10	
	アフタービクス	9日(水)	※7日(月)までに電話予約してください。 (定員20名)	14時までにお越しください。	乳幼児健診の問診票、予防接種の予診票は出生後にお渡ししたバッグに入っています。 転入の方はご連絡ください。
	乳幼児予防接種	1日、8日、15日、22日(火)	4月から変更になった点がありますので、特集号も必ずご覧ください。  予防接種スケジュールを個別にご覧ください。 不明な方は保健センターにご連絡ください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>受付時間を過ぎると接種できません。</b> </div>	
	四種混合単独 または 四種混合と他のワクチン*1 の同時接種	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>受付時間</b> 13:00~13:20                 </div> (接種は13:30~) 番号札:黄色			
	ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの単独接種または同時接種	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>受付時間</b> 13:30~13:50                 </div> (接種は14:00~) 番号札:水色			
	MR ワクチン I 期				
	MR ワクチン II 期 日本脳炎 I 期 BCG	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>受付時間</b> 13:30~13:50                 </div> (接種は14:00~) 番号札:水色			
母子手帳交付	毎週水曜日	9:00~ 9:30			
乳幼児相談	15日(火)	町内の乳幼児	9:30~11:30	福祉センター	
成人保健	健康相談	毎週水曜日	八百津町にお住まいの方	10:00~11:00	保健センター
	アルコールセミナー	4日(金)	各務原病院の天野宏一先生と上手なお酒との付き合い方を学びます。	19:30~21:00	
	歯周疾患検診	10日(木)	40歳・50歳・60歳・70歳の方が対象です。 対象の方にはお知らせを通知しています。 ※詳しくは通知した、お知らせをご覧ください。	13:50~14:00 (予約制) 幼児の健診終了後となりますのでお待ちいただく場合もあります。	

## ☆乳がん・子宮がん検診が始まります☆

対象の方には、5月上旬頃に個人通知します。乳がん・子宮がん検診は予約が必要です。ご希望の方はお早めにお電話ください。

検診	期日	受付時間	場所	対象者および負担金
《集団》 ●骨粗鬆症検診 (5月25日(日)のみ実施) ●乳がん検診 ●子宮頸がん検診 □ は、 時間予約が必要です。	5月23日(金)	9:30~10:00	潮南出張所	●骨粗鬆症検診 40・45・50・55歳 1,000円 (S34・39・44・49年度生) ●乳がん検診 (予約制) 40歳以上2年に1回 1,000円 (S50.4.1生まで) ●子宮頸がん検診 (予約制) 20歳以上2年に1回 1,000円 (H7.4.1生まで)
		11:00~12:00	久田見出張所	
		14:00~15:00	保健センター	
	5月25日(日)	9:00~11:00	保健センター	
		13:00~14:30		
	5月26日(月)	9:30~11:00	和知出張所	
	6月28日(土)	9:00~11:00	保健センター (健康まつり)	
		13:00~14:30		
9月5日(金)	11:00~11:30 (乳がんのみ)	久田見出張所		
9月25日(木)	11:00~11:30 (乳がんのみ)	錦津出張所		
11月27日(木)	9:00~11:00	保健センター		
	13:00~14:30			
《施設》 ●乳がん検診 ●子宮頸がん検診	6月~12月 実施予定	施設検診は直接医療機関への 電話申し込みが必要です (申し込みは5月1日から始まります)		●乳がん検診 (予約制) 40歳以上2年に1回 1,000円 ●子宮頸がん検診 (予約制) 20歳以上2年に1回 1,500円

☆注意☆

※妊娠中の方は受診できません。  
 ※乳がん検診はH25年度乳がん検診を受けた方・授乳中の方は受診できません。  
 ※子宮頸がん検診はH25年度子宮頸がん検診を受けた方は受診できません。月経日を避けて受診してください。



八百津町保健センター ☎ 43-2111

乳幼児健診や予防接種のお問い合わせは内線2561・2562へ

メール相談: hosoudan@town.yaotsu.lg.jp







# 山火事を防ごう

平成 26 年全国山火事予防運動の統一標語  
**「守りたい 森の輝き 防火の心」**

この時期は空気が乾燥し、枯れ草も多く、また、少しずつ暖かくなり入山者が増加することにより、山火事の発生する危険性が高まります。

山火事は、火の粉が飛び散り、同時にあらゆるところへ延焼してしまい、一度発生すると消火が困難で、活動が長時間にわたり、多くの森林を失うこととなります。

こうしたことから、山火事を発生させないことが何よりも大切です。



火の用心

可茂消防

## ◎山火事を防ぐため、以下のことに注意しましょう

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所でのたき火は、やめましょう。
- ・ 風の強い時や空気の乾燥している時には、たき火や火入れは、やめましょう。
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸殻は必ず消しましょう。また、投げ捨ては絶対にやめましょう。
- ・ 火遊びは、やめましょう



# 春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

スローガン  
**地域ぐるみで守ろう 子どもとお年寄り**

**平成26年 春の全国交通安全運動 実施要綱**

実施期間 4月6日(日)～4月15日(火)

スローガン: 地域ぐるみで守ろう 子どもとお年寄り

手をあげておたすろ

毎年子どもの交通事故で多発! 死者数 5人 (軽傷者 45人)

4月6日(日)は交通安全車道利用を目標にしよう!

国内では、毎年4月6日は、毎日、交通事故が発生しています。交通安全に対する関心を高めるため、平成20年1月から交通安全週間として、「交通安全ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通安全に注意して行動することによって、交通事故を減くしましょう。

※各実施機関・団体はこの運動を積極的に推進しましょう!

**運動の重点**

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進 (特に自転車安全利用五則の周知徹底)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
 2. 車道は左側を通行  
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
 4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用

岐阜県交通安全対策協議会  
 事務局 岐阜県建設生活環境部生活環境課 電話 交通安全課 TEL.058-272-8205(直通)

**運動の重点**

- ・ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ・ すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 自転車の安全利用の推進 (特に自転車安全利用五則の周知徹底)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

# ふるさと写真館

写真協力 社会教育視聴覚協議会



「キツネ」  
今井 正明 (旭町)



「町指定文化財 クロガネモチの木」  
岩井 たづ子 (本町)

## 八百津町町民駅伝大会 **優勝&区間賞** おめでとう!!

### 各部門優勝チーム

#### 一般(左)

ビネガー boy's

- 1区 木下 健
- 2区 名倉 那夏
- 3区 小林 太一
- 4区 杉江 毅
- 5区 小林 裕司



#### 中学男子

東部中A

- 1区 岩井 陸
- 2区 伊藤 新記
- 3区 渡辺 竜一
- 4区 各務 祥平
- 5区 柘植 絢喜



#### 高校男子

八百津高校C

- 1区 市原 湍基
- 2区 杉山 貴仁
- 3区 伊藤 伸哉
- 4区 切畑 怜也
- 5区 渡邊 智也



#### 女子

八中女子バスケット部A

- 1区 平井 ゆず
- 2区 野中あかり
- 3区 長谷川万琴
- 4区 河合 萌
- 5区 前島歩乃花



### 各部門区間賞受賞者

#### 一般

- 1区 山田 竜哉
- 2区 水野 吉貴
- 3区 小林 太一
- 4区 大川 勇
- 5区 白木 保臣

#### 高校男子

- 1区 市原 湍基
- 2区 杉山 貴仁
- 3区 伊藤 伸哉
- 4区 切畑 怜也
- 5区 渡邊 智也

#### 中学男子

- 1区 岩井 陸
- 2区 飯田 匠海
- 3区 貝川 裕亮
- 4区 瀬瀬 宙優
- 5区 柘植 絢喜

#### 女子

- 1区 平井 ゆず
- 2区 後藤 優愛
- 3区 長谷川万琴
- 4区 河合 萌
- 5区 前島歩乃花

優勝&区間賞のみなさんおめでとうございます。  
また、駅伝大会にご参加いただきましたみなさんお疲れさまでした。  
沿道から暖かい声援を送っていただきました町民のみなさんありがとうございました。

### 「ちょっとメール」の登録はこちらへ

下記メールアドレスにメールを送信してください。

**ent@chat.yaotsu.jp**

詳しくは、総務課 情報政策係 までお問い合わせください。

(QRコードも使用することができます。)

docomo



au・SoftBank

